

令和6年10月11日

関係団体等の長 殿

山口労働局労働基準部健康安全課長

労働者死傷病報告の改正に係る説明会について（ご案内）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されることにつきましては、令和6年10月2日付け山口労基発1002第2号をもって周知に関するご協力をお願いしたところです。

また、この改正にかかる山口労働局主催の説明会を予定していることを併せてお知らせしていましたが、このたび当該説明会を下記により開催することといたしましたのでご案内いたします。

記

- 1 開催日時 令和6年10月30日（水） 14:00～15:30
- 2 開催場所 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎 5階大会議室
- 3 説明会内容
  - (1) 労働者死傷病報告電子申請について
  - (2) 令和7年1月1日から電子申請が義務化される届出等について
- 4 出欠につきましては、令和6年10月25日（金）までに、下記QRコードのメールアドレスあてに、団体名、出欠、出席される場合は出席者氏名を御連絡いただきますようお願いします。



（メールアドレス：[kenkouanzen35@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzen35@mhlw.go.jp)）

担当者  
山口労働局 労働基準部  
健康安全課 末廣  
TEL 083-995-0373

